

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年6月11日京都市条例第 3 号（建設局都市整備部市街地整備課）

市長の附属機関として、山科駅前遊びと学びの拠点複合施設（仮称）の設計、整備、維持管理及び運営に係る受託者の選定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議するため、山科駅前遊びと学びの拠点複合施設（仮称）整備・運営事業検討委員会を設置することとしました。

この条例は公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 3 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 8京都市自転車政策審議会の項を次のように改める。

京都市自転車政策審議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項に規定する事項、自転車の安全な利用の促進に関する事項その他の自転車政策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	20人以内	2年
山科駅前遊びと学びの拠点複合施設（仮称）整備・運営事業検討委員会	山科駅前遊びと学びの拠点複合施設（仮称）の設計、整備、維持管理及び運営に係る受託者の選定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)